

和歌山工業高等専門学校ダイバーシティ推進室規則

制定 令和7年4月1日

(趣旨)

第1条 この規則は、和歌山工業高等専門学校組織規則第12条に基づき、和歌山工業高等専門学校ダイバーシティ推進室（以下「推進室」という。）を置く。

(目的)

第2条 推進室は、独立行政法人国立高等専門学校機構ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョン（以下「DE&I」という。）行動計画に基づき、DE&Iを推進することを目的とする。

(業務)

第3条 推進室においては、次の業務を行うものとする。

- 一 教育活動全般を通じたDE&Iの推進に関すること
- 二 教育・研究・就業におけるDE&Iの推進、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を図るための環境整備に関すること
- 三 DE&Iの意識啓発、情報提供及び情報収集に関すること
- 四 学校運営における意思決定へのDE&Iの推進に関すること
- 五 働き方改革の推進に関すること
- 六 推進室が所掌する学生コンテスト参加等への支援に関すること
- 七 その他DE&Iの推進に関すること

2 推進室は、他の学内組織に対し、前項に掲げる業務を推進するため、検討を要請することができる。

(組織)

第4条 推進室は、次に掲げる者をもって組織する

- 一 室長
- 二 室員

2 推進室顧問として副校長を置き、学校運営におけるDE&Iに関する指針の提言等を行う。

(室長)

第5条 室長は、教授のうちから、校長が指名する。

- 2 室長の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 室長は、校長の命を受け、推進室の業務を掌理する。

(室員)

第6条 室員は、次の各号に掲げる者から校長が指名する。

- 一 各学科から教員 1名
- 二 事務部長
- 三 総務課長
- 四 学生課長
- 五 事務職員 1名
- 六 その他校長が必要と認めた者

2 校長は、室員の指名に当たり、DE&Iに対する多様な意見に配慮するよう努めるものとする。

3 第1項第一号、第五号及び第六号の室員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の任期は、前任者の残任期間とする。

4 室員は、室長の命を受け、推進室の業務を処理する。

(副室長)

第7条 推進室に、副室長を置くことができる。

- 2 副室長は、室員のうちから、室長が指名する。
- 3 副室長は、室長の職務を補佐するものとする。

(事務)

第8条 推進室に関する事務は、総務課において処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、推進室の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

和歌山工業高等専門学校男女共同参画室規則（平成29年4月1日制定）は廃止する。